

肉用牛肥育経営対策事業等の発動状況について

平成20年度の肥育牛1頭当たりの補てん金発動状況は以下の通りとなっています。
現在の肥育経営は非常に厳しい状況となっており、本事業の適正な運用が求められています。
マルキン契約者の方の登録及び販売報告の徹底をお願いいたします。

① 肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン）※は満額の補てん金を交付

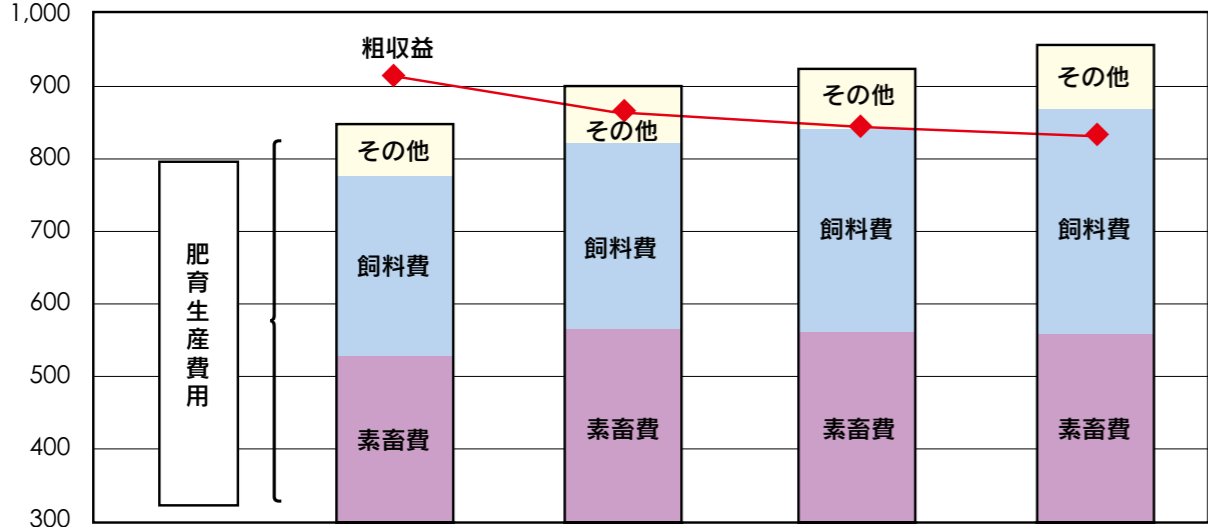
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
肉専用種（地域算定値）	—	※50,600	※50,600	※50,600
交雑種（全国算定値）	28,700	※33,000	※33,000	※33,000
乳用種（全国算定値）	※22,700	※22,700	※22,700	※22,700

② 肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（平成20年4月から実施）

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
肉専用種（全国算定値）	—	—	—	18,200
交雑種（全国算定値）	—	6,200	34,400	58,400
乳用種（全国算定値）	—	2,300	19,000	12,100

肉専用種の宮崎県算定値による肥育牛生産費用と粗収益の関係は下図及び表のとおりとなっております。
現在の出荷牛は素畜価格が高い時期にあたり、更に飼料価格高騰の影響を受け、肥育経営は厳しいものとなっております。

(肉専用種) 肥育牛生産費と粗収益 (宮崎県マルキン算定値)



区分	H20.1～3	H20.4～6	H20.7～9	H20.10～12
生産費用				
飼料費	245,212	253,100	262,619	311,259
素畜費	524,261	563,170	576,886	554,824
その他経費	80,770	80,987	81,350	88,061
合計	850,243	897,257	920,855	954,144
粗収益	912,804	865,083	844,488	834,787

肉用子牛資質向上緊急支援事業 拡充

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営においては、子牛価格の急激な低下により農家の経営意欲が低下しており、繁殖雌牛資源の減少が懸念される状況にあることを踏まえ、肉専用種繁殖経営の収益性の改善を図るため、優良な種雄牛の精液による人工授精又は優良な繁殖雌牛への更新による子牛の資質向上や意欲的な飼養管理の改善による繁殖性の向上に取り組む肉用子牛生産者に対して支援交付金を交付する。

2 事業の内容

地域で定める「肉用子牛資質向上計画」に基づき、肉用子牛生産者が交付対象牛を生産した黒毛和種繁殖雌牛について以下の取り組みを行うことを条件に、支援交付金を交付する。

- ①優良な種雄牛精液による人工授精
- ②繁殖雌牛の更新

○ 交付対象者

肉用子牛生産者補給金制度に加入する肉用子牛生産者

○ 交付対象牛

家畜市場における取引価格が発動基準（40万円又は都道府県の平均取引価格のいずれか低い額）を下回った肉用子牛

○ 支援交付金単価

- ① 優良な種雄牛精液による人工授精
 - 発動基準を下回った場合 1頭当たり10千円
 - 発動基準を1万円以上2万円未満下回った場合 1頭当たり20千円
 - 発動基準を2万円以上下回った場合 1頭当たり30千円
 - 発動基準を3万円以上下回った場合 1頭当たり40千円
 - ※ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満の場合に限る（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあつては低能力牛を除く。）。
 - 発動基準を4万円以上下回った場合 1頭当たり50千円
 - ※ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満であつて（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあつては低能力牛を除く。）、繁殖性向上の取り組みを実施する場合に限る。
- ② 繁殖雌牛の更新
 - 優良な繁殖雌牛への更新 1頭当たり50千円
 - 地域の改良方針等に基づく高齢繁殖雌牛（12才以上）の更新 1頭当たり50千円

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業 拡充

1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、地域の計画に基づいて肉用繁殖雌牛を維持・増頭しながら肉用牛繁殖基盤の質的向上や担い手の確保に資する対策を中心に取組み、新規参入円滑化対策、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策と併せて実施することにより肉用牛生産基盤の安定的な強化を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援等を行う。

(2) 肉用牛繁殖基盤強化対策

肉用牛繁殖基盤の強化を図るため、生産者集団が計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

- ① 繁殖雌牛導入促進
- ② 酪農経営活用肉用牛増頭
- ③ 円滑な雌牛継承の推進
- ④ 繁殖基盤の整備（器具機材等の導入）
- ⑤ 肉用牛ヘルパー推進
- ⑥ 経営内一貫生産方式の導入

(3) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施する。

(4) 地域内肉用子牛導入促進対策（拡充）

地域内での肉用牛の能力改善を加速するため、若い繁殖雌牛の的確な選抜とう汰、新たに選抜された種雄牛の有効利用を促進する。